

福祉・介護職員等処遇改善加算の「見える化要件」について

障害福祉サービス報酬改定におきまして、福祉・介護職員等の更なる処遇改善として、「福祉・介護職員等処遇改善加算」（以下処遇改善加算）が創設され、当法人においても算定を行っております。尚、当該加算算定においては、以下の3項目の要件を満たしている必要があります。

1. 処遇改善加算のⅠを取得している。
2. 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、14以上の取り組みを行っていること。
3. 処遇改善加算に基づき取り組みについて、ホームページの掲載等を通じた見える化を行っていること。

上記の「見える化要件」に基づき当法人の取り組みは以下の通りです。

- ・入職促進に向けた取り組み
- ・資質の向上やキャリアアップに向けた支援
 - ⑧ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
- ・両立支援・多様な働き方の推進
- ・腰痛を含む心身の健康管理
- ・生産性向上のための取り組み
 - ⑩ 現場の課題の見える化（課題の抽出・課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している
- ・やりがい・働きがいの醸成

生産性向上のための取組みについて

令和8年3月31日
特定非営利活動法人アイル

生産性向上のための取組の要件として

1 課題の抽出

職員会議において、職員からの問題提起があった場合対策を協議する。

2 課題の構造化

① 業務の役割分担と責任の所在を明らかにし、組織及び運営体制を構造化する。

別紙のとおり組織図・運営体制図を整備。

3 業務時間調査の実施等

毎月中旬に職員の勤務時間の調査を行い、適正で合理的な業務内容かチェックする。

必要に応じて定例の職員会議において、協議しその結果を周知する。

4 上記に関し必要に応じてホームページに掲載・公開して見える化を図る。

施行日 令和8年4月1日

資質の向上やキャリアアップに向けた支援について

令和8年3月31日

特定非営利活動法人アイル

療育に有意義な研修及び資格取得等キャリアアップを図る為に、年1回、相談会を実施する。

施行日 令和8年 4月1日

なお、アイルが必要とした研修の受講を命ずる場合、又は職員本人が希望し代表理事が承認した場合に下記のとおり実施する。

(当法人就業規程第8章 第61条の規定による。)

資格取得等研修内容

- 1 強度行動障害者支援研修の受講
- 2 知的障がい・発達障がい児支援に係る研修の受講
- 3 口腔ケアに関する研修の受講
- 4 ソーシャルケースワーカーに関する研修受講
- 5 社会福祉主事(認定資格)
- 6 社会福祉士(国家資格)
- 7 その他必要と認められる研修

助成内容

- 1 研修に必要なオンライン又は受講の為の出張に要する時間及び日数は、児童支援に影響がない範囲で就業免除とする。
- 2 資格取得に係る経費について、必要に応じて全額又はその一部を助成する。
 - ①受講費
 - ②出張旅費
 - ③資料代